

社会福祉法人 十坂協会
幼保連携型認定こども園 十坂こども園 園則兼運営規程

第 1 章 総 則

(施設の目的)

第 1 条 社会福祉法人十坂協会が設置する幼保連携型認定こども園十坂こども園（以下「当園」という。）は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培う者としての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下に、子どもの発達状況を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。

2 当園は、地域社会の期待にこたえられる創意と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第 3 条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 十坂こども園
- (2) 所在地 山形県酒田市十里塚字村東山 1 5 7

(入園資格)

第 4 条 当園に入園することのできる者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子どもとする。

第2章 学期及び休業日、教育・保育時間

(学 期)

第5条 1年を次の3期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第6条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日）を除く。

2 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(教育・保育時間及び教育日数)

第7条 当園の教育週数は、39週以上とする。

2 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

月～土 午前8時30分から午後3時00分までとする。

ただし、当園が定める上記の教育以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める教育時間（6時間30分）から開所時間の間に預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間の範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間の範囲内で教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

（4）当園の開所時間は次のとおりとする

月～土 午前7時00分から午後6時30分までとする。

第3章 教育内容、利用定員及び学級編成

（教育・保育内容）

第8条 当園の教育・保育内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第9条 園児の保護者に対しては、就労と子育ての両立のために、保護者の労働時間や生活形態の違いによる在園時間等に配慮し、個々の状況に応じた支援を行う。子どもの健康や心身の成長発達等、日々の子どもの様子を伝え合い、子育て等に関する情報交換を行う。また、育児不安や悩み等の相談には真摯に対応する等、個々に応じた支援を行う。

2 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援事業を実施する。

- （1）子育て支援事業「なかよしクラブ」園開放
- （2）おもちゃ図書館常設（旧園舎）月1回実施
- （3）TOSACAFE（月2回）
- （4）みんなおうち（旧園舎）※居場所作り
- （5）育児相談

実施曜日 : 月曜日～金曜日（祝祭日は除く）

実施時間 : 午前9時～午後5時

(利用定員及び学級数)

第10条 当園の利用定員及び学級数は次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1号定員				9	8	8	25
2号定員				9	22	19	50
3号定員	24	26	25				75
学級数				1	1	1	3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第11条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(2) 教頭（主幹保育教諭兼務）1人 主幹保育教諭 2人

教育・保育に関する立案・実行の中心となり、職員に指導を行いながら、教育・保育を実施する。園長を補佐して教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(3) 保育教諭 28人

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(4) 栄養士及び調理員 3人

栄養士及び調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(5) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(6) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 事務職員 1人

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(9) 看護師 1人

園児の心身の健康管理を行うとともに、体調不良、疾病、傷害の発生時に対応する。

2 職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

第4章 入園、転園、退園、休園、修了

(入 園 許 可)

第12条 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。）から当園の利用について申込みがあった時は、次にあげる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きが無い場合

(2) 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合

(3) その他特別な事情があり、当園の安全な運営に支障をきたす場合。

2 1号認定子どもについて利用定員を超える申込みがあった場合は、下記の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 先着順により選考する。

(2) 兄弟姉妹が在園している者は優先する。

3 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び子ども・子育て支援法第19条第1項3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）については子ども・子育て支援法第42条の規定により市町村が行った利用調整により利用が決定したときは、これに応じる。

(入 園 手 続)

第13条 入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

(退園及び休園)

第14条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出なければならない。

2 当園の2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5規定に該当せず、市町村が利用を
取消ししたとき。

(2) 教育・保育認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(復 園)

第15条 休園理由が消滅したときは、保護者は復園を願い出て、園長の許可を得なければならない。

(転 園)

第16条 園児が転園しようとするときは、保護者は転園を願い出て、園長の許可を得なければならない。

2 園長は転園を許可したときは、在園証明書並びに幼児健康診断票及び認定こども園指導要録の写しを転出先の園長に送付しなければならない。

(修 了)

第17条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認められるときは、修了証書を授与
する。

第5章 保育料等その他の費用

(保育料等その他の費用)

第18条 園児の居住する市町村が定める保育料を当園に支払うものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、教育・保育認定保護者から別表1の掲げる費用の支払いを受けることがある。

第6章 安全対策、緊急時の対応及び非常災害対策

(安全対策)

第 19 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 20 条 当園は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、酒田市及び子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 21 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

第7章 業務の質の評価及び情報提供

(教育・保育の質の評価)

第 23 条 当園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(1) 定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

(2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

2 前項のほか、当園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(情報提供)

第 24 条 当園は、当園の教育活動その他の園運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第8章 補 則

(雑 則)

第 25 条 この園則実施に必要な事項は園長が定める。

附 則

- 1 この園則は、29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この園則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 3 この園則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この園則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この園則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この園則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この園則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費（１号）月額※１	主食費（１,０００円）副食費（４,８００円） ※満３歳児は主食費５００円とする。	合計 ５,８００円
給食費（２号）月額※２	主食費（１,０００円）副食費（４,８００円）	合計 ５,８００円
食育推進費 月額	３歳児～５歳児	５００円
記念写真・集合写真	入園式・卒園式	実際に要した経費
保護者給食費（会食）	保育参観・保育参加・誕生会	実際に要した経費
教育・保育活動充実費	月 １,５００円	年額 １８,０００円
日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者一部負担 ※教育・保育活動充実費より出金	２５０円
園バス利用代	バス送迎利用園児より集金 （兄弟２人目半額）	往復 ４,０００円 片道 ２,０００円
遠足に係わる交通費	公共交通機関（電車、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費

１ 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

- ※１ 住民税所得割額が 77,101 円未満の世帯のすべての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第３子以降の子どもの副食費は支払を免除する。
- ※２ 住民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯については 77,101 円未満）の世帯のすべての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第３子以降の子どもの副食費は支払いを免除する。

２ 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 教育標準時間認定に係る幼稚園型一時預かり保育料及び延長保育料

- ・午前 7 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 3 時 00 分から午後 6 時までの時間帯を利用した場合
１日あたり ５００円
一時預かり保育料は、月額 5,000 円を上限とする。

- ・午後 6 時から午後 6 時 30 分までの時間帯を利用した場合
１日あたり ３００円

(2) 保育標準時間認定に係る延長保育料

- 午後 6 時から午後 6 時 30 分までの時間帯を利用した場合
１日あたり ３００円

(3) 保育短時間認定に係る延長保育料

午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの
時間帯を利用した場合

1日あたり 300円

(4) その他、当園の利用において必要とされるものに関わる費用は、保護者に負担させることが適当と認められるものは、園長が定めるものとする。

・ 所定時間外保育料

午後6時30分を超過した場合は、1日あたり500円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する